

二宮町耐震改修促進計画

令和4年3月

二 宮 町

目 次

第1章 計画の背景と目的等

1. 計画の背景	1
2. 耐震改修促進法及び耐震改修促進法施行令改正の概要	2
3. 計画の位置づけ・目的	4
4. 計画の期間	4
5. 対象区域及び対象建築物	5
6. 町、町民（所有者・管理者）の取り組み	7

第2章 二宮町において想定される地震の規模・被害の状況

1. 想定される地震と規模	8
2. 被害想定結果	10

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の目標	11
2. 住宅の耐震化	12
3. 多数の者が利用する建築物の耐震化	15
4. 沿道建築物の耐震化	17

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 建築物の耐震化	18
2. 耐震化を促進させるための施策	19

第5章 計画の推進に向けて

1. 耐震改修促進法による指導・助言の実施	31
2. 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応	31
3. 耐震診断の結果の公表	31

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	32
2. 危険物を取り扱う建築物の耐震化に関する事項	33
3. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	33
4. 重点的に耐震化すべき区域の設定	33

[参考資料]

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	35
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	47
3 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱	55
4 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付要綱	57
5 二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱	60
6 住宅耐震改修特別控除の概要	62
7 町及び県の耐震相談等の窓口一覧	63
8 町有公共建築物耐震化等の現況	64

第1章 計画の背景と目的等

1. 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ、その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震など大きな地震が頻発しました。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により沿岸部に甚大な被害をもたらしただけでなく、内陸に位置する建築物に対しても大きな被害をもたらしました。

阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人が、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。一方、東日本大震災では、13万戸が全壊、26万戸が半壊であったにもかかわらず、現行の基準に従って建設・補強された建築物の地震による被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。

このことから、大規模地震による建築物の被害を減らすためには、「新耐震基準」(※)前の建築物の耐震化を図ることが重要であることがわかります。

阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)が制定されました。その後は平成17年10月に「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導等の強化」、「支援措置の拡充」を柱とした改正が行われ、市町村は「市町村耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められました。また、平成25年11月には、耐震診断の義務化や、耐震改修計画の認定基準の緩和等、耐震化の一層の促進を図るため、耐震改修促進法の改正が行われました。なお、平成31年1月には、通行障害建築物にブロック塀等を追加するため、耐震改修促進法施行令が関係政省令及び国土交通大臣の定める基本方針とともに施行され、令和3年度には、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が一部見直され、それに伴い、県の耐震改修促進計画が令和4年3月に改定されました。

本町は、改正された耐震改修促進法及び施行令、「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ、「二宮町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)」の改定を行うこととしました。

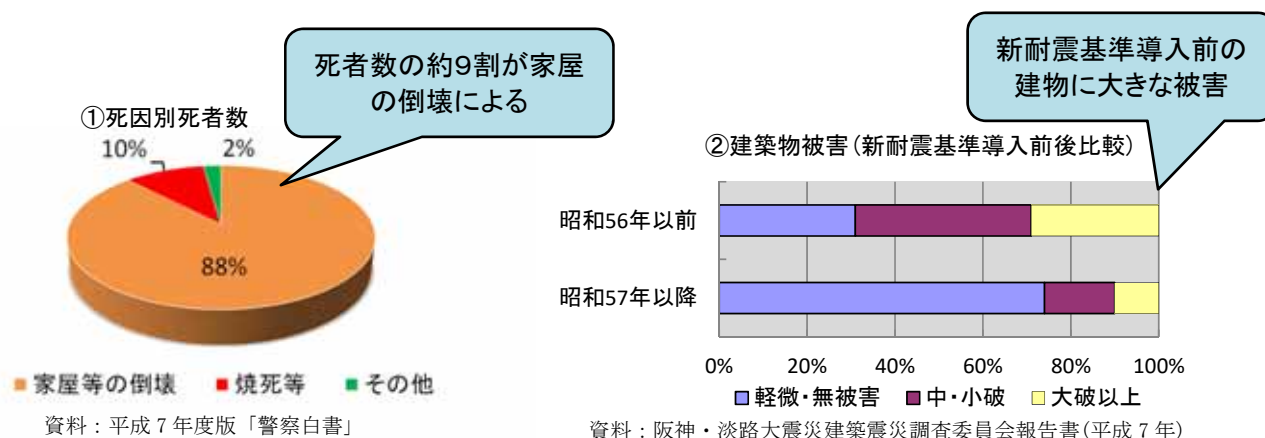


図1-1 阪神・淡路大震災の被害等

※：宮城県沖地震(昭和53年M7.4)等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された基準

2. 耐震改修促進法及び耐震改修促進法施行令改正の概要

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災を契機に制定され、平成25年は改正耐震改修促進法が施行、平成30年には施行令及び規則の一部を改正する政省令が公布されました。なお、本計画は施行令及び規則の改正に伴い、改定が必要になりました。

平成25年の耐震改修促進法及び平成31年の耐震改修促進法施行令の主な改正点は以下のとおりです。

耐震改修促進法の主な改正点（平成 25 年 11 月 25 日施行）

（１）建築物の耐震化の促進のための規制措置

■指導・助言対象の拡大

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない全ての建築物が対象となりました。

■耐震診断の義務付け・結果の公表

「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」に該当する建築物（p. 6 参照）は、耐震診断が義務化されました。また、建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表されます。

（２）建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

■耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大されて新たな改修工法も認定可能となりました。また、耐震性を向上させるために増築を行うことで容積率・建ぺい率（※1）制限に適合しないこととなる場合でも、所管行政庁（※2）が認めた場合は、当該規定は適用されません。

■区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定要件の緩和

所管行政庁から耐震改修の必要性に係る認定を受けた区分所有建築物は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の各 1/2 超に緩和されました（区分所有法の特例）。

■耐震性に係る表示制度の創設

建築物の所有者が、耐震性を確保されていることの認定を受けた建築物は、その旨を表示することができます。

※1：容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合。建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合

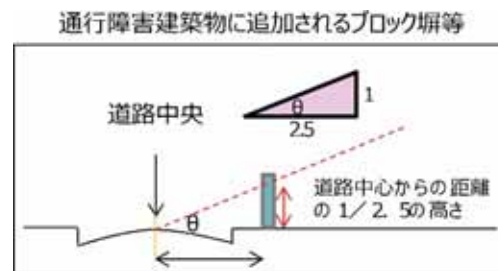
※2：耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法第4条に規定する建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。

耐震改修促進法施行令の主な改正点（平成 31 年 1 月 1 日施行）

都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に記載する一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀は、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。

（１）対象となる塀

- 倒壊した場合に、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀(※1)
- 過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀(※2)で地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない全てのブロック塀



※1：前面道路中心線からの距離の $1/2.5$ 倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】

※2：小規模建築物の塀が対象外となるよう 25m【8m以上 25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの

（２）対象としたことによる効果

- 地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することが義務付けられ、同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表
- 避難路沿いの塀の義務付け状況に関し、国土交通省ホームページで定期的に状況を公開

3. 計画の位置づけ・目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工）の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めるものです。

また、本計画は耐震改修促進法や基本方針、神奈川県耐震改修促進計画、二宮町地域防災計画等との整合性を図るものとし、計画策定・施策の実施に関しては、「第5次二宮町総合計画」に掲げた関連する方針との整合性を図ります（図1-2）。

さらに、国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、本計画を推進します。

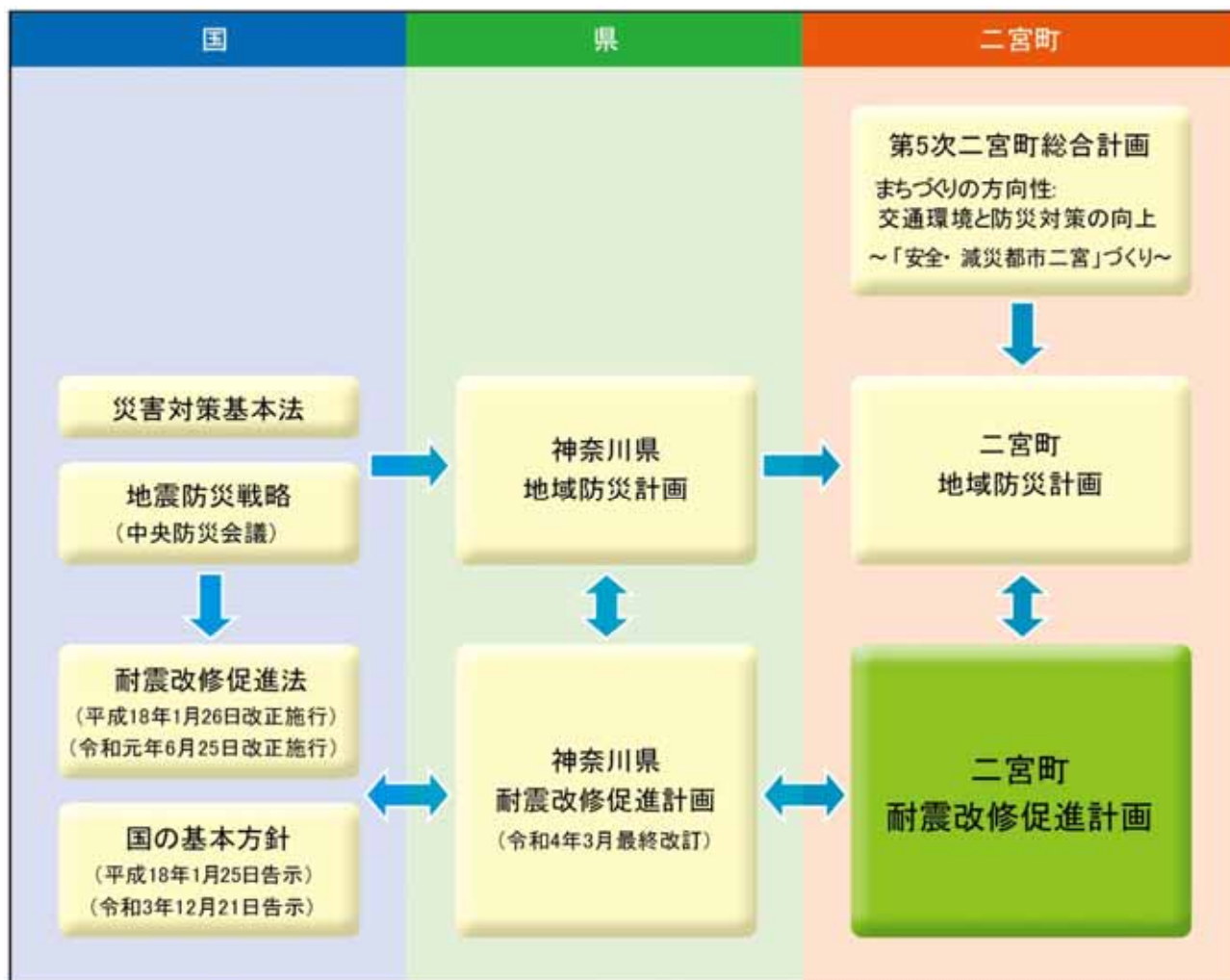


図 1-2 計画の位置づけ

4. 計画の期間

本計画の期間は、神奈川県耐震改修促進計画を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、社会経済状況や関連計画の改定等の状況に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

5. 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、二宮町全域とします。

(2) 対象とする建築物

対象とする建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の新耐震基準に適合しない昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅等の建築物とします。

表 1-1 本計画での対象建築物

区 分	内 容
住 宅	戸建住宅、共同住宅（長屋建を含む）
特定建築物	①不特定多数・避難上の要配慮者が利用する建築物 （以下、「多数の者が利用する建築物」という。）
	②危険物を取り扱う建築物
	③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 （以下、「避難路沿道建築物」という。）
	④防災拠点建築物
町有公共建築物	町が所有する建築物

1) 住 宅

戸建住宅及び共同住宅とします。戸建住宅には併用住宅を、また、共同住宅には長屋建も含めます。

2) 特定建築物

本計画では、表 1-1 に示すとおり、特定建築物を「多数の者が利用する建築物」、「危険物を取り扱う建築物」、「避難路沿道建築物」及び「防災拠点建築物」とします。

特定建築物のうち、一定規模以上などの要件により、表 1-2 に示すように建築物に対する指導、指示等、あるいは耐震診断の義務等が定められています。

3) 町有公共建築物

災害時の拠点となる町役場、消防署、小中学校など、また不特定多数が利用する町立体育館、町民センターなどの町が所有する建築物とします。

表 1-2 特定建築物に該当する用途・規模要件

用 途		特定既存耐震不適格建築物 法第14条努力義務 法第15条1項指導・助言対象	特定既存耐震不適格建築物 法第15条第2項の指示対象	耐震診断義務付け対象 建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	要緊急安全確認大規模建築物	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上		階数1以上かつ 5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上		階数3以上かつ 5,000㎡以上	
病院、診療所						階数3以上かつ 2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上		階数2以上かつ 5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上		階数2以上かつ 1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上		階数3以上かつ 5,000㎡以上	
遊技場						階数3以上かつ 2,000㎡以上
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ 2,000㎡以上			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物		500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ		要安全確認計画記載建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

出典：国土交通省ホームページ（赤枠、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物を追加）

6. 町、町民（所有者・管理者）の取り組み

町は、これまで町有公共建築物の耐震化はもちろんのこと、耐震相談会の開催や耐震診断及び耐震改修工事の費用の一部を補助するなど、建築物の耐震化に積極的に取り組んできました。

耐震改修促進法の改正により、基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課せられましたが、住宅・建築物の耐震化を促進するには、町だけでなく、建築物の所有者等も、地域防災を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが重要です。

そこで、町は、国や県と連携して、所有者等の取組みをできる限り支援するため、耐震化をする上で障害となっている課題を解決していきます。また、このような町の取組み内容を多くの町民に知ってもらえるよう、町は引き続き普及啓発を行っていきます。

今後は、建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力し、また、町は所有・管理する災害時の避難場所や拠点として活用される施設及び多数の者が利用する建築物の中から優先度等を考慮し、計画的に耐震化に取り組めます。

第2章 二宮町において想定される地震の規模・被害の状況

1. 想定される地震と規模

神奈川県域は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する位置にあるため地震が起こりやすい地域です。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、強い揺れと巨大津波により、東北地方のみならず、県を含む東日本の太平洋側を中心に「想定外」の規模の地震による被害をもたらしました。

このことから、県では、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見に基づき、県に甚大な被害をもたらす可能性がある地震をすべて洗い出し、それらによる被害を想定するとともに、地震発生から被害が拡大していく様相を明らかにし「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」として、公表しました。

この調査における想定地震は、県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性などを考慮し、表2-1の地震を選定しています。なお、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量が想定されていない地震については、参考として被害等の想定が行われています。（表2-2）

表2-1 想定地震と規模・発生確率

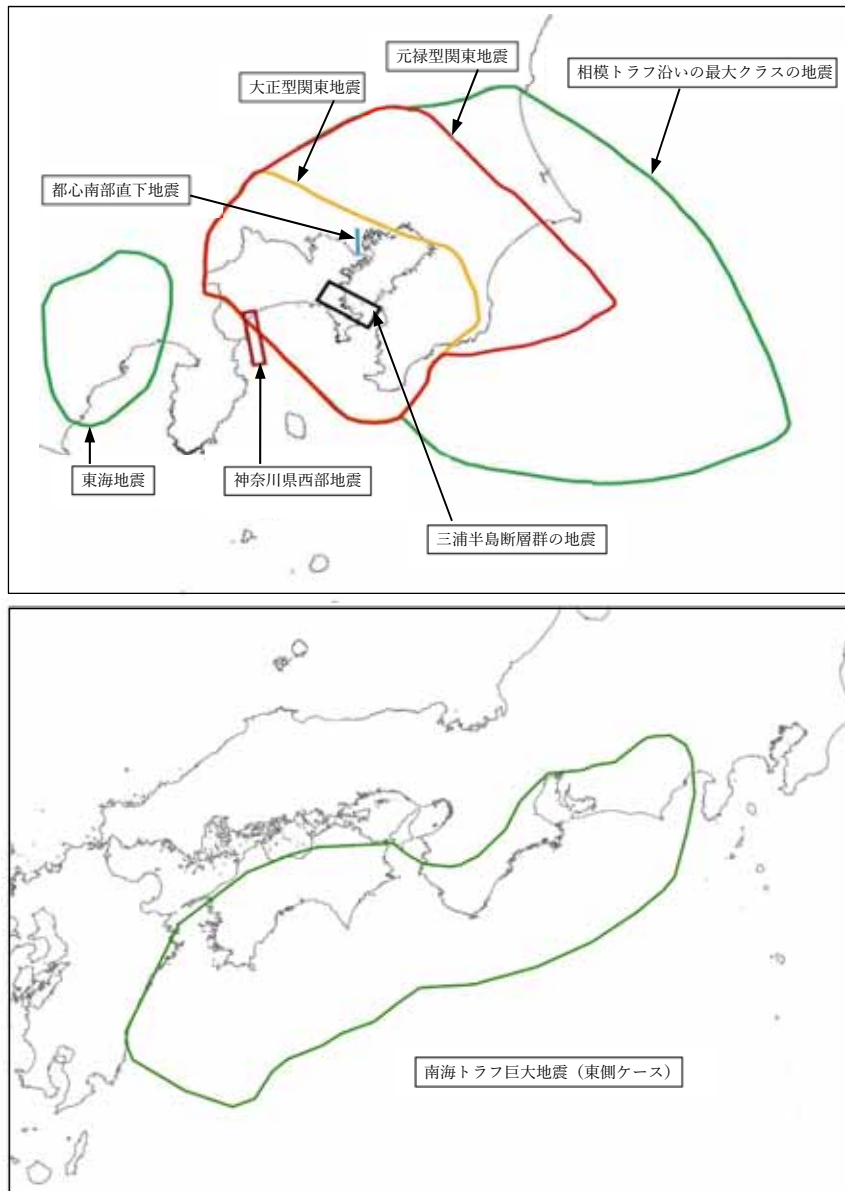
想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される最大震度	発生確率
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に 震度6強	（南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%）
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6～11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	（過去4百年の間に 同クラスの地震が5回発生）
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30年以内 70%程度）
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30年以内 70%程度）
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%～5% （2百年から4百年の 発生間隔）

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

表2-2 参考想定地震と規模・発生確率

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される最大震度	発生確率
元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に 震度 7	30 年以内 ほぼ 0% (2 千年から 3 千年の 発生間隔)
相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	8.7	県で震度 7	30 年以内 ほぼ 0% (2 千年から 3 千年あるいは それ以上の発生間隔)
慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
元禄型関東地震と国府津 －松田断層帯の連動地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）

図 2-1 想定地震の震源断層モデル（震源断層域）の位置

2. 被害想定結果

神奈川県地震被害想定調査では、11の地震（参考地震を含む）の被害予測を行っています。しかし、慶長型、明応型、及び元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震の3つの参考地震については津波の被害のみを予測しています。ここでは、津波被害を除く8つの地震被害の予測結果を掲げます。

表 2-3 神奈川県地震被害想定結果（二宮町）

項 目		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震 (参考)	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 (参考)	
建物被害	全壊棟数(棟)	30	0	10	*	*	3,230	3,300	4,120	
	半壊棟数(棟)	380	0	270	80	240	2,430	2,410	2,070	
火災被害	出火件数(件)	0	0	0	0	0	10	10	20	
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	740	740	1,310	
死傷者数	死者数(人)	*	0	*	*	*	470	750	300	
	重症者数(人)	*	0	*	*	*	90	90	120	
	中等症者数(人)	60	0	50	20	40	580	580	750	
	軽症者数(人)	80	*	60	20	50	620	620	770	
避難者数	1日目～3日目(人)	560	0	450	190	420	15,950	16,060	19,110	
	4日目～1週間後(人)	560	0	450	190	420	14,170	14,290	17,700	
	1ヶ月後(人)	560	0	370	110	330	13,040	13,210	16,320	
要配慮者数	避難者	高齢者数(人)	70	0	50	20	50	1,910	1,920	2,290
		要介護者数(人)	20	0	10	*	10	490	490	580
	断水人口	高齢者数(人)	0	0	0	0	0	2,080	2,080	2,580
		要介護者数(人)	0	0	0	0	0	530	530	660
	家屋被害	高齢者数(人)	120	0	90	30	80	1,950	1,980	2,270
		要介護者数(人)	30	0	20	*	20	500	500	580
帰宅困難者数	直後(人)		800	800	800	800	800	800	800	
	1日後(人)		0	0	800	800	800	800	800	
	2日後(人)		0	0	0	0	0	800	800	800
自力脱出困難者 (要救出者)(人)		*	0	*	0	0	560	560	920	

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

※1：冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※2：*は、わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※3：要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の目標

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和3年5月中央防災会議決定)等が改定されたことを踏まえ、平成18年に国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が令和3年12月に改定され、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅の耐震化率をおおむね解消することを目標としています。

また、令和7年までに特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物について、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

このような国の方針に準じて、神奈川県耐震改修促進計画では耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消とする目標を設定しました。また、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を令和7年度までにおおむね解消とする目標を設定しました。さらに、旧耐震基準で建てられた沿道建築物の要安全確認建築物のうち、必要な耐震性能が確保されたものの割合を5割以上とする目標を設定しました。

以上のような国及び県の方針に則り、本町も令和12年度における耐震化の目標を表3-1のとおり設定します。

表 3-1 耐震化率の目標

区 分	本町における耐震化率の推移		耐震化の目標
住 宅	平成 27 年 約 73%	令和 2 年 約 75%	令和 12 年度 耐震性が不十分な 住宅をおおむね解消
多数の者が利用する建築物 (要緊急大規模建築物を含む)	平成 27 年 約 74%	令和 2 年 約 76%	令和 7 年度 耐震性が不十分な多数の者が 利用する建築物をおおむね解消

2. 住宅の耐震化

(1) 平成 27 年の住宅の耐震化の状況

前回計画策定時点の平成 27 年における本町の戸建住宅及び共同住宅を合わせた住宅総戸数 11,606 戸に対し、39.1%にあたる 4,533 戸が昭和 56 年以前に建築されたものとなっていました。この時点では、耐震性のあるものが 8,468 戸で耐震化率は約 73.0%と推計されました。

表 3-2 住宅の耐震化の現状（平成 27 年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震 基準	住宅数	耐震性 を有する 住宅	耐震化率
	総 数	耐震性有 (※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	4,020	1,005	3,015	5,527	9,547	6,532	68.4%
共同住宅	513	390	123	1,546	2,059	1,936	94.0%
合 計	4,533	1,395	3,138	7,073	11,606	8,468	73.0%

※：新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料：平成 27 年 1 月家屋課税データ

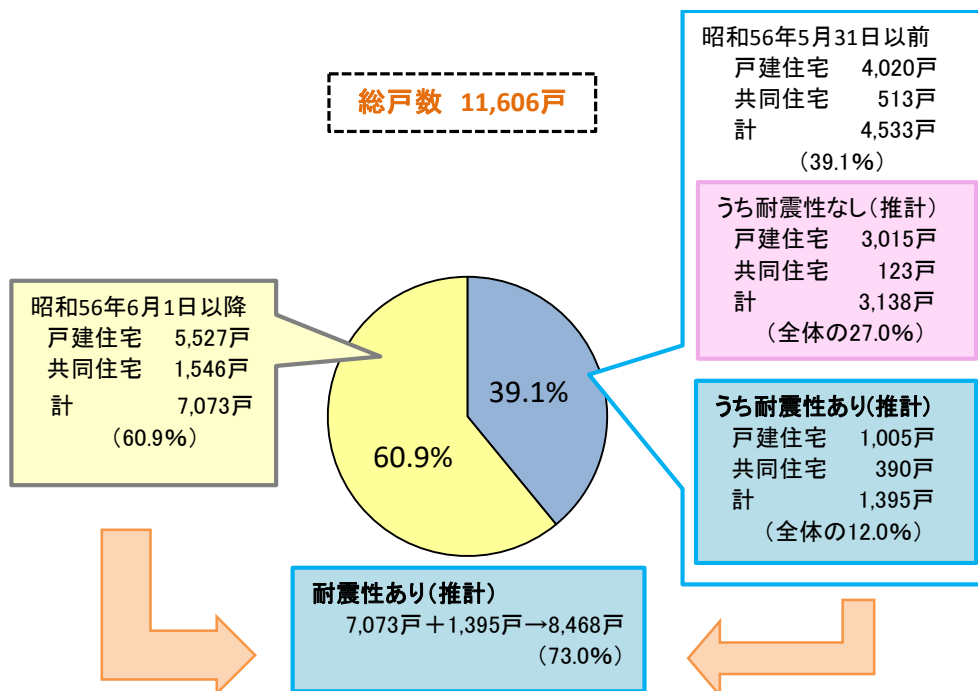


図 3-1 住宅の耐震化の状況（平成 27 年）

(2) 住宅の耐震化の現状

令和2年1月1日現在、本町の住宅総戸数は、平成27年以降、約320戸増加して11,923戸になりました。このうち36.1%にあたる4,310戸が昭和56年以前に建築されたものとなっており、平成27年の4,533戸から223戸減少しました。

耐震化率は、耐震性のあるものが8,943戸であり約75%と推計されます。従って、町の耐震化率は、平成27年から約5年の間に73.0%から75.0%まで増加しています。

表 3-3 住宅の耐震化の現状（令和2年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震 基準	住宅数	耐震性 を有する 住宅	耐震化率
	総 数	耐震性有 (※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	3,814	953	2,861	6,009	9,823	6,962	70.9%
共同住宅	496	377	119	1,604	2,100	1,981	94.3%
合 計	4,310	1,330	2,980	7,613	11,923	8,943	75.0%

※：新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料：令和2年1月家屋課税データ

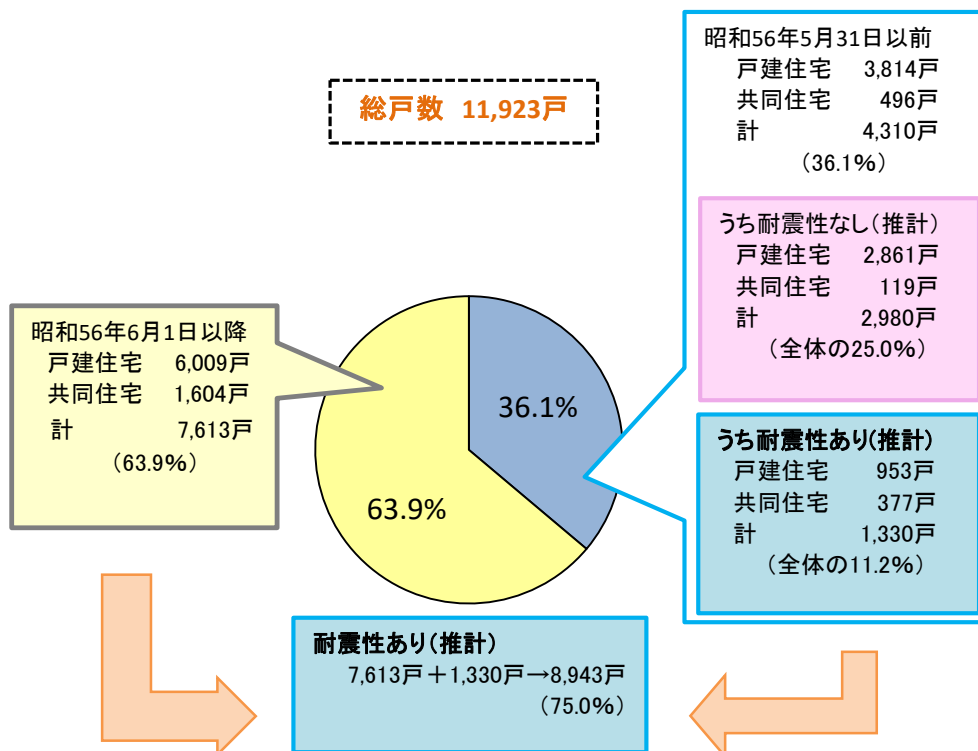


図 3-2 住宅の耐震化の状況（令和2年）

(3) 住宅の耐震化の目標

住宅については、地震による被害のなお一層の軽減を図ることを目指し、令和 12 年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することを目標にしました。

表 3-4 は、現状の住宅数の推移、住宅数と人口の比率及び令和 12 年時点の推計人口（二宮町人口ビジョン）を基に推計しました。

その結果、令和 12 年度の本町の住宅総戸数は、11,692 戸になり、令和 2 年に比べて 231 戸の減少が見込まれます。そのうち耐震性を有する住宅戸数は 9,280 戸で、耐震化率は 79.4%と推計されます。

目標達成に向け、引き続き耐震化を促進するための施策に取り組めます。

表 3-4 住宅の耐震化の推計（令和 12 年度）（※1）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	住宅数	耐震性を有する住宅	耐震化率
	総数	耐震性有 (※2)	耐震性無				
	a=b+c	b	c	d	e=a+d	f=b+d	g=f/e
戸建住宅	3,080	770	2,310	6,484	9,564	7,254	75.8%
共同住宅	427	325	102	1,701	2,128	2,026	95.2%
合 計	3,507	1,095	2,412	8,185	11,692	9,280	79.4%

※1: 令和 12 年度の住宅戸数は、平成 28 年から令和 2 年の 5 か年分の家屋課税データ、住宅数と人口の比率及び令和 12 年時点の推計人口を基に推計しています。

※2: 新耐震基準前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅の推計であり、県の想定耐震化率を参考に算出しています。

資料: 平成 28～令和 2 年家屋課税データ等町資料、二宮町人口ビジョン

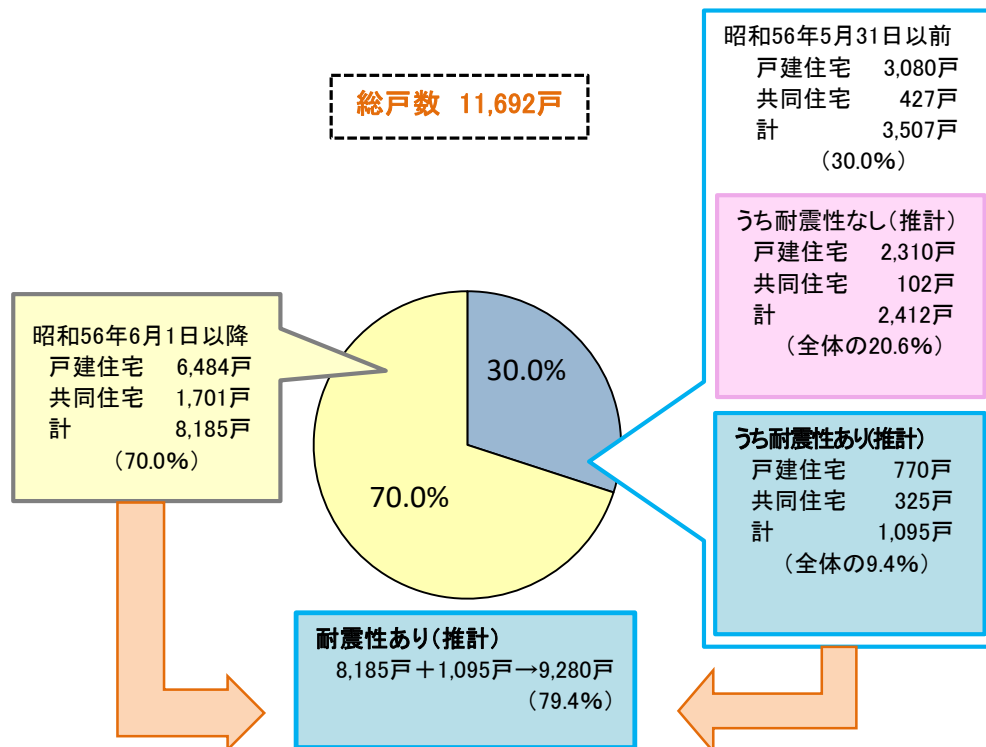


図 3-3 住宅の耐震化の状況（令和 12 年度）

3. 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

令和2年における本町の特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物で地震による被害が大きくなると予想される町有公共建築物・民間建築物は合わせて83棟となっています。

町の調査結果では、昭和56年5月以前の耐震基準で建築された建築物30棟のうち、「耐震性を有する」と想定される建築物は10棟で、新耐震基準以降に建築された建築物53棟と合わせた63棟が耐震性を有する建築物となります。なお、耐震化率は75.9%です。

表 3-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和2年）

用途区分	新耐震基準前			新耐震基準	総棟数	耐震性を有する建築物	耐震化率
	総数	耐震性有(※)	耐震性無				
	a=b+c	b	c	d	e=a+d	f=b+d	g=f/e
町有公共建築物(小・中学校)	5	5	0	0	5	5	100.0%
町有公共建築物(その他施設)	21	5	16	38	59	43	72.9%
計	26	10	16	38	64	48	75.0%
民間建築物	4	0	4	15	19	15	78.9%
合 計	30	10	20	53	83	63	75.9%

※：新耐震基準前に建築された特定建築物のうち耐震性を有する建築物。 資料：令和2年11月現在、町都市整備課調べ

多数の者が利用する建築物（昭和56年5月31日以前に、建築確認を得て建築された建築物）

■町有公共建築物（小・中学校）

二宮小学校、一色小学校、山西小学校、二宮中学校、二宮西中学校

■町有公共建築物（その他）

町役場、武道館、町民センター、古民家ふるさとの家、上町児童館、老人憩いの家（7施設）、中里西公会堂、環境衛生センター桜美園（し尿処理施設）、環境衛生センター桜美園（焼却施設）、百合が丘保育園、教育委員会事務所、第2分団詰所、旧第3分団詰所、第4分団詰所、消防署

■民間建築物

商工会 他

※：下線の建築物は、耐震改修等により耐震性を有しています。

※：町有公共建築物の詳細については、「参考資料－8」を参照。

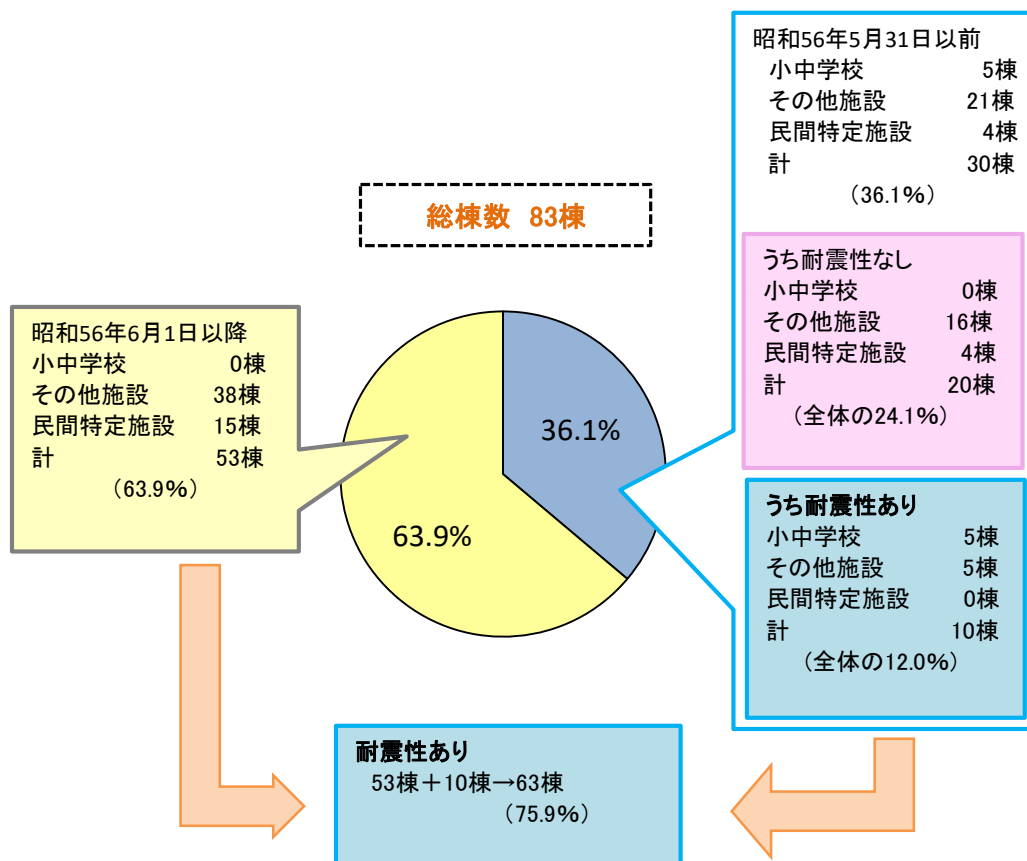


図 3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 2 年）

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物については、地震による被害の軽減を目指し、国の方針及び県計画等を勘案して、民間建築物については様々な施策により耐震改修・建替えを促進するとともに、町有公共建築物については計画的な耐震化を進め、令和 7 年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

4. 沿道建築物の耐震化

(1) 沿道建築物の耐震化の現状

緊急輸送道路は、災害が発生した際の避難や救助、消防活動、緊急物資の輸送などのため、防災上非常に重要な道路です。

その沿道で一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物については、耐震改修促進法において「要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）」と位置づけられ、倒壊による道路閉塞が発生しないよう重点的に耐震化を促進しています。

沿道建築物

■県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路の沿道建築物

- ・国道 1 号

■その他の緊急輸送道路（第 1 次緊急輸送道路）の沿道建築物

- ・国道 271 号（小田原厚木道路）
- ・県道 71 号（秦野二宮線）

(2) 沿道建築物の耐震化の目標

県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路は、一定の高さ以上の沿道建築物を県が耐震診断を義務化し重点的に耐震化を促進します。また、その他の緊急輸送道路は県と連携して耐震化を促進するとともに、沿道建築物については計画的な耐震化を進め、旧耐震基準で建てられた要安全確認建築物はおおむね解消することを目標とします。

(3) 危険なブロック塀の耐震化

大阪北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

緊急輸送道路や通学路沿道において、コンクリートブロック塀が倒壊した場合、人的被害や通行障害等が発生するため、事前に危険性の高いブロック塀等を把握します。

また、危険なブロック塀については、地震による倒壊を未然に防ぎ、安全性を確保するための施策を促進し、ブロック塀の改修・撤去の取り組みを進め、令和 12 年度までに危険なブロック塀をおおむね解消することを目標とします。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 建築物の耐震化

(1) 耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、町は県等と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

また、町では、これまでに広報紙やホームページをはじめ、町内の広報掲示板やイベント行事等での啓発活動及び相談会を実施してきましたが、より一層、災害に対する防災意識を向上させるために各地域で実施している自主防災訓練等の場において、講習会や相談会等を実施できるよう検討していきます。

(2) 町・県・国による建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、町・県・国は、適切な情報提供をはじめとして相談体制等の環境整備や耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。また、耐震改修については、多額を要し町民の負担も大きくなることから、町民にとって利用しやすくなるような、きめ細かなニーズに合った補助体制（設計・監理・工事の各々に対して補助金を適用）を実施できるよう検討していきます。

2. 耐震化を促進させるための施策

住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するために、多様な施策を体系的・計画的に展開します。

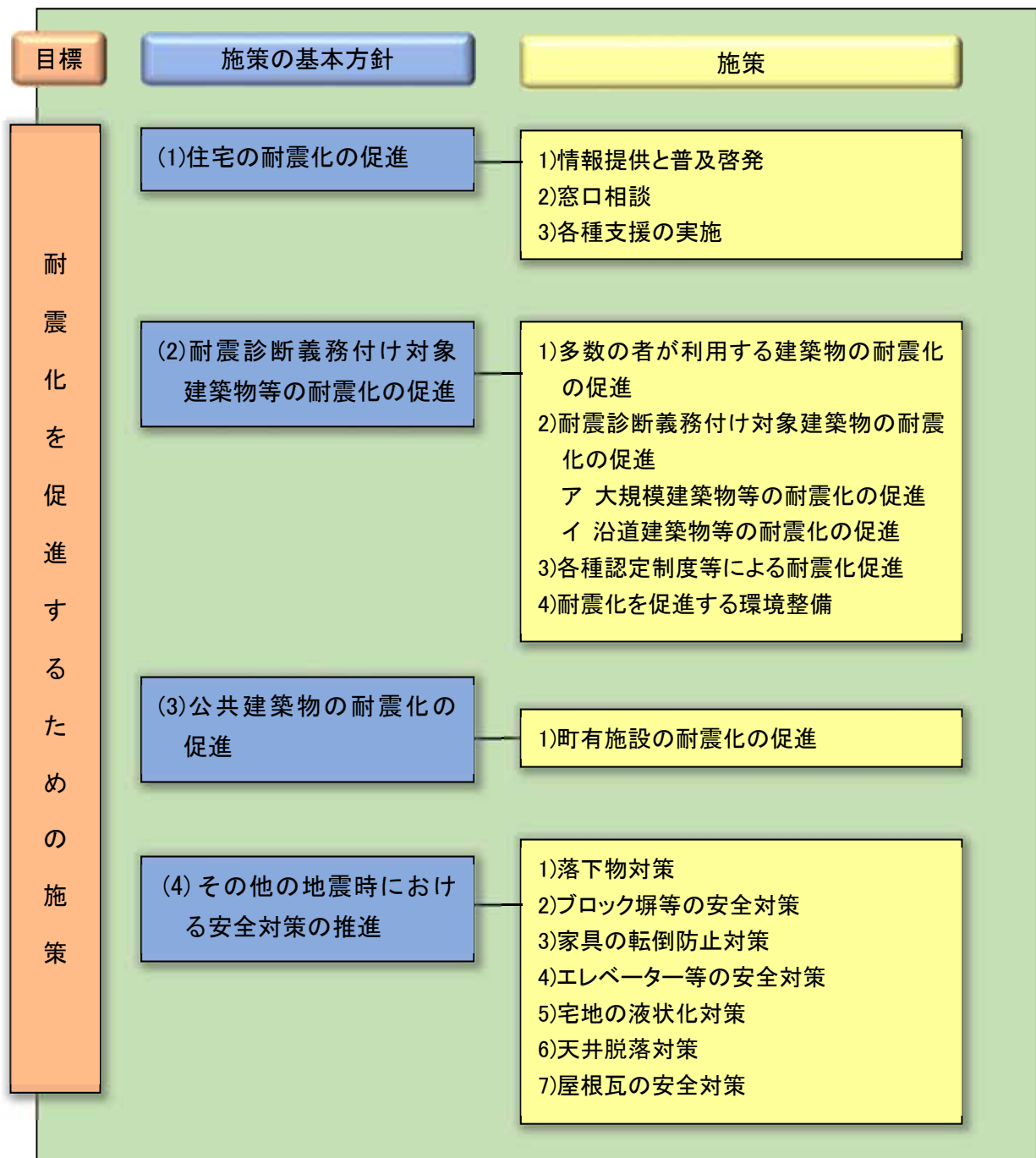


図 4-1 耐震化を促進させるための施策

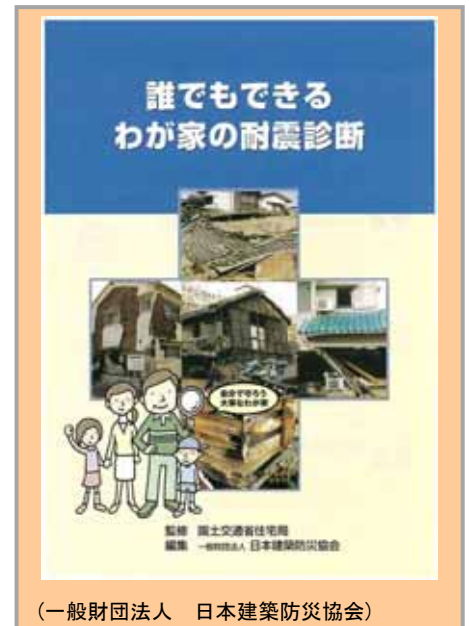
(1) 住宅の耐震化の促進

1) 情報提供と普及啓発

① 啓発資料・町ホームページ等を活用した普及啓発

自ら耐震診断を行う際の参考となるパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編集、国土交通省住宅局監修）」等を公共施設や各種イベント、各地域の自主防災訓練などで配布し、住宅の耐震に関する知識を習得できるよう啓発をしていきます。

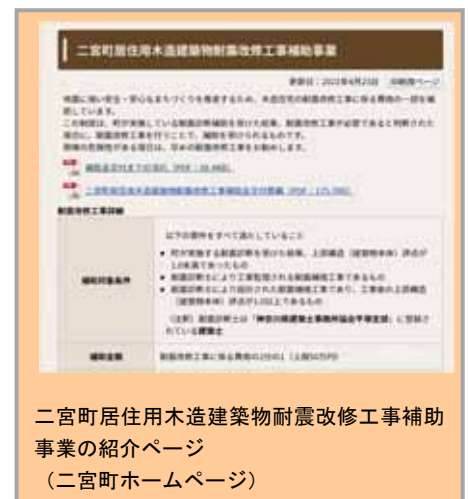
また、パンフレットの内容を町のホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に関する各種情報へのリンク設定を充実するなど、ホームページを活用した啓発をしていきます。



(一般財団法人 日本建築防災協会)

② 講習会・相談会等の開催

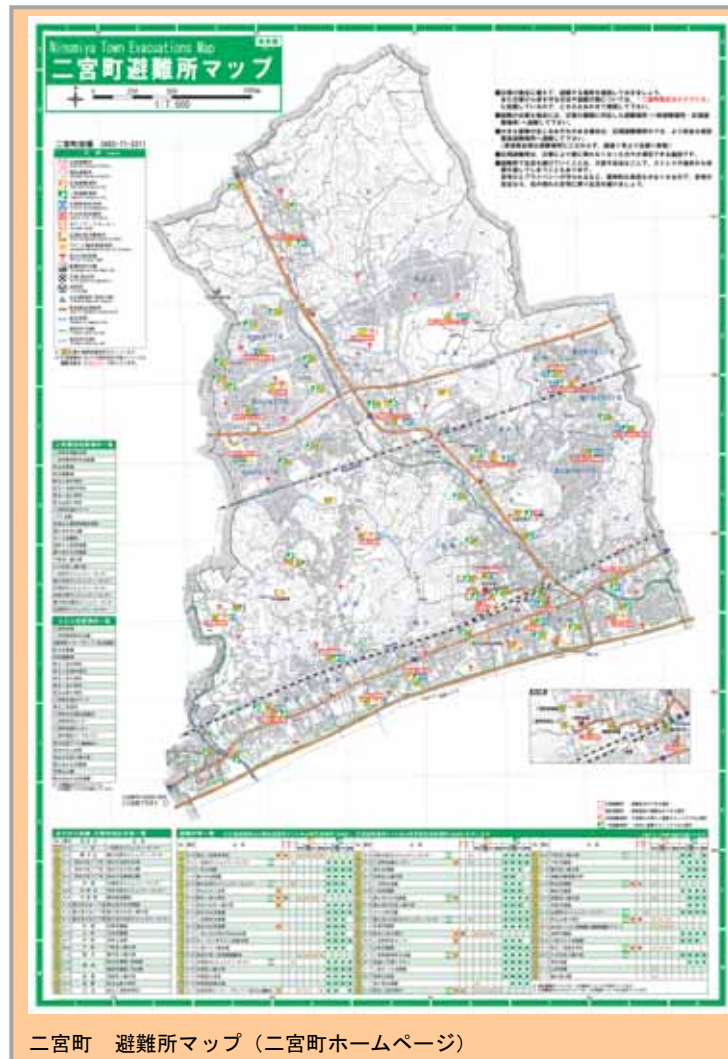
耐震診断・耐震改修の重要性や必要性を町民に周知するため、各種イベントや各地域で実施する自主防災訓練等の機会を利用して耐震講習会・相談会等を実施できるよう検討していきます。



二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助事業の紹介ページ
(二宮町ホームページ)

③ ハザードマップ・避難所マップの活用

町民及び所有者等が災害に対する意識を深め、災害時に身体・生命の安全が図られるよう、「ハザードマップ」（地震及び台風・豪雨時において予測される被害の程度と範囲等を図示した地図）及び「避難所マップ」（災害時の避難路、避難所及び防災関係機関等を表示した地図）等の活用を図ります。



2) 相談窓口

① 住民相談体制等の充実

町の建築担当部署に相談窓口を設置して、町民及び特定建築物の所有者等からの相談に対応します。相談窓口では耐震化に関する情報提供に努めます。

また、建築士による耐震相談会を開催し、木造住宅の耐震化を促進します。

3) 各種支援の実施

① 国・県の補助事業等の活用

国では、防災・安全交付金等の「住環境整備事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)」において、耐震診断・耐震改修への補助制度が整備され、また、県では、市町村が実施する民間木造住宅の耐震化補助事業等に対する支援事業として「神奈川県市町村地域防災力強化事業」(平成30年度)を創設し、市町村の財政支援を行っています。

本町では、これら国・県の支援事業を併せて活用し、町民の負担を軽減することで耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

② 耐震改修に対する税の特例措置

住宅の耐震改修に伴う所得税の控除及び固定資産税の軽減制度があります。町は、これらの制度を町民へ周知するとともに、関係団体へ制度の活用を働きかけていきます。

表 4-1 住宅耐震改修に伴う固定資産税の軽減制度

項 目	内 容
対象家屋	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てた家屋
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
工事の要件	改修費用が 50 万円超
減税部分	120 ㎡まで
軽減税額	1/2
減税期間	改修の翌年度分 (当該住宅が、耐震改修促進法に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後 2 年間)
申告時期	工事完了後 3 か月以内

(2) 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進

1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物は、所有者が耐震化の重要性を理解し耐震診断や耐震改修などが進められるように、県と連携して所有者の置かれた状況に応じた適切な情報提供等を行っていきます。

2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進

「要緊急安全確認大規模建築物」または「要安全確認計画記載建築物」に該当する建築物は、耐震診断が義務化されています(表 4-2)。これらの建築物の所有者は、それぞれ定められる期限までに所管行政庁である県に報告しなければなりません。

表 4-2 耐震診断結果の報告が義務化されている建築物

建築物	内 容	備 考
要緊急安全確認 大規模建築物	所有者に耐震診断の結果の報告が義務付けられています。 (診断結果の公表時期は、平成 29 年 3 月 17 日) ①不特定多数の者が利用する大規模建築物 ②避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物 ③一定量以上の危険物を扱う大規模な貯蔵場等	法附則 第 3 条
要安全確認計画記載 建築物	所有者に耐震診断の結果の報告が義務付けられています。 (診断結果の公表時期は、神奈川県耐震改修促進計画による。) ①緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ②防災拠点建築物	法第 7 条

① 大規模建築物等の耐震化の促進

倒壊した場合に大きな被害につながる危険が大きい不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物のうち、大規模な建築物（要緊急安全確認大規模建築物）に対して耐震化対策に取り組んでいきます。

② 沿道建築物等の耐震化の促進

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（避難路沿道建築物）は、県が指定した道路の沿道建築物のうち、一定の高さを超える（図 4-2）新耐震基準導入前の建築物です。この建築物は、所有者に耐震診断の義務が課せられるもの（要安全確認計画記載建築物）と努力義務が課せられるもの（特定既存耐震不適格建築物※）があります。

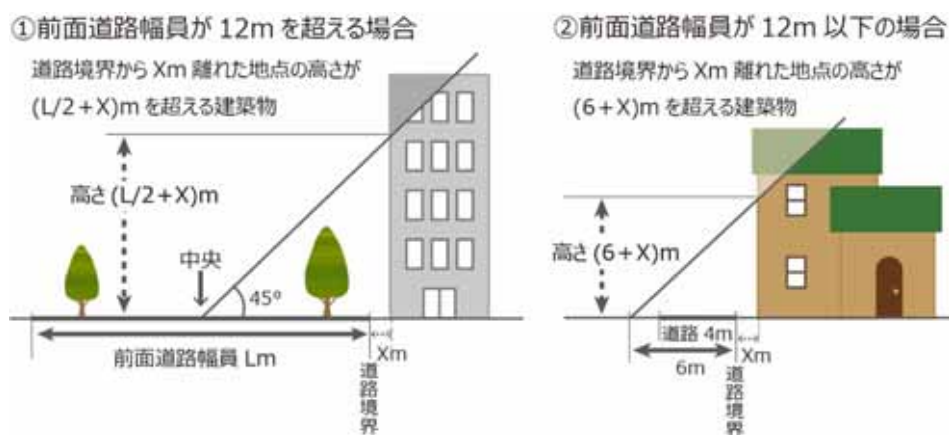


図 4-2 避難路沿道建築物の要件

耐震改修促進法では、県や市町村が耐震改修促進計画で地震時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐべき道路を定め、その沿道建築物の耐震化を促進することとしています。

県は、国道 1 号（町域内では西湘バイパス）を耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき耐震診断義務付け路線として指定し、沿道建築物を「要安全確認計画記載建築物」として重点的に耐震化を促進します。

また、第 1 次緊急輸送道路は、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき耐震化努力義務路線として位置づけ、県と連携して耐震化を促進します。

※：耐震改修促進法第 14 条に規定される建築物であり、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの（要安全確認計画記載建築物を除く）。

3) 各種認定制度等による耐震化の促進

① 町で実施する支援事業の推進

本町では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、危険性の高いブロック塀等の撤去に係る町民の負担軽減の支援を目的とした補助を行っています。

表 4-3 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助事業

項 目	内 容
対象建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て建築された地上 2 階建て以下の在来工法の木造住宅（店舗併用住宅・二世帯住宅を含む）。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着工し、増築部分の延床面積が、既存部分の 2 分の 1 以内のものは対象（改築されたものは除く）。
対象者	対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住されている方（住民登録あり）
診断方法	二宮町居住用木造建築物耐震診断技術者に登録されている建築士が直接自宅へ伺い、現地にて診断を実施
補助費用	耐震診断費用 90,000 円のうち 75,000 円を補助。（個人負担額 15,000 円）

表 4-4 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助事業

項 目	内 容
対象建築物	1. 要改修住宅（※）であって、交付申請年度内に完了する耐震改修工事。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。 (1) 申請者が町税を滞納している場合 (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合 ※ 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱に規定する耐震診断の結果、上部構造の総合評点が 1.0 未満の木造住宅
補助費用	1. 助成額は、次に掲げる額の合計額とする。 (1) 耐震改修工事、耐震改修計画書作成及び現場立会いに要する経費の 2 分の 1 以内の額とし、50 万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額 2. 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第 2 号の額を差し引いて、同項第 1 号の額を交付するものとする。 3. 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

表 4-5 二宮町ブロック塀等撤去工事補助金

項 目	内 容
対象工事	個人が所有する公道に面したブロック塀等の撤去工事で、かつ、町内に本店又は支店を有する事業者により施工されたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。 (1) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック塀等を撤去する工事 (2) 交付決定以前に着手している工事 (3) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事
対象者	ブロック塀等が附属する土地の所有者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 町税等を滞納している者 (2) 過去に同一の敷地内において実施した撤去工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者 (3) 二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に規定する者と密接な関係を有する者
補助金額	工事に係る施工業者が作成した見積書（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10 万円を限度とする。ただし、通学路に面しているブロック塀等については、乗じる率を 10 分の 9 とし、限度額は 20 万円とする。

※：すべての補助は令和 3 年度の内容

4) 耐震化を促進する環境整備

① 耐震診断に関する業界情報への誘導

町民が建築士等の建築技術者及び関係業界団体の情報を得やすくするため、関係団体のホームページを町ホームページで紹介します。

② リフォーム・バリアフリー工事等に併せた耐震改修への誘導

リフォーム工事やバリアフリー改修工事、増改築工事等に併せて耐震改修工事を行う場合には費用または利便性の面でメリットがあります。

このような観点から、町では工務店等と連携し、住宅リフォームやバリアフリー改修などの相談時に耐震化へ誘導していきます。また、パンフレットやホームページにより、耐震改修を併せて行うことのメリットを広報していきます。

③ 自治会等との連携

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

また、地域における自主的な地震防災対策への取り組みは、地震発生時の適切な対応に効果的であるだけでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等により、災害に強いまちづくりに役立つこととなります。

町は、そのための啓発や連携・支援を行います。

④ 情報提供等の充実

工務店などのリフォーム事業者は、住民が耐震診断及び耐震改修工事を行う際の最も身近な存在となる一方、いわゆる「悪質リフォーム」の問題等により、耐震化が促進されない要因の一つとなっています。

町では、関係団体と協力し、登録設計者等の情報を積極的に開示することで、この問題を解消していきます。

⑤ 特定建築物の所有者等への啓発

耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等については、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられましたが、耐震診断の義務付け対象外の建築物についても、耐震化の普及啓発をしていきます。

(3) 公共建築物の耐震化の促進

1) 町有施設の耐震化の促進

町有公共建築物は、災害時の拠点となる建築物と不特定多数の者が利用する建築物について、計画的に耐震化を進めます。

① 耐震化の現状

令和2年の本町の主要な町有公共建築物（災害時の拠点となる建築物及び不特定多数の者が利用する建築物）は64棟となっています。

新耐震基準前の町有公共建築物は26棟で、このうち10棟が耐震性を有しており、新耐震基準で建築された町有公共建築物38棟と合わせて、48棟が耐震性を有しています。その結果、耐震化率は75.0%となっています。

その内訳として、災害時の拠点となる建築物は15棟あり、そのうち耐震性を有する建築物が14棟で、耐震化率は93.3%となっています。

また、その他の不特定多数の者が利用する建築物は49棟あり、そのうち耐震性を有する建築物は34棟で、耐震化率は69.4%となっています。

表 4-6 町有公共建築物の耐震化の現状（令和 2 年）

用途区分	建築物 総棟数	新耐震基準前					新耐震 基準後	耐震性を 有する 建築物	耐震化率
		総 数	耐震診断実施済			耐震 診断 未実施			
			実施 済み数	耐震性無					
				補強済	未実施				
	a=b+g	b=c+f	c=d+e	d	e	f	g	h=d+g	
災害時の 拠点となる 建築物	15	9	9	8	1	0	6	14	93.3%
不特定多数 のものが利用す る建築物	49	17	10	2	8	7	32	34	69.4%
合計	64	26	19	10	9	7	38	48	75.0%

※：耐震性を有するものには、耐震補強工事を行ったものが含まれています。資料：令和 2 年 11 月現在、町都市整備課調べ

町有公共建築物

■災害時の拠点となる施設

町役場、消防署、町立体育館、小学校（3 校）、中学校（2 校）、保健センター、生涯学習センター、第 1～5 分団詰所（5 施設）

■不特定多数の者が利用する施設

武道館、町民温水プール、古民家ふるさとの家、防災コミュニティセンター（6 施設）、児童館（8 施設）、老人憩いの家（9 施設）、他 22 施設

※：建築物の状況等の詳細は、「参考資料－8」を参照。

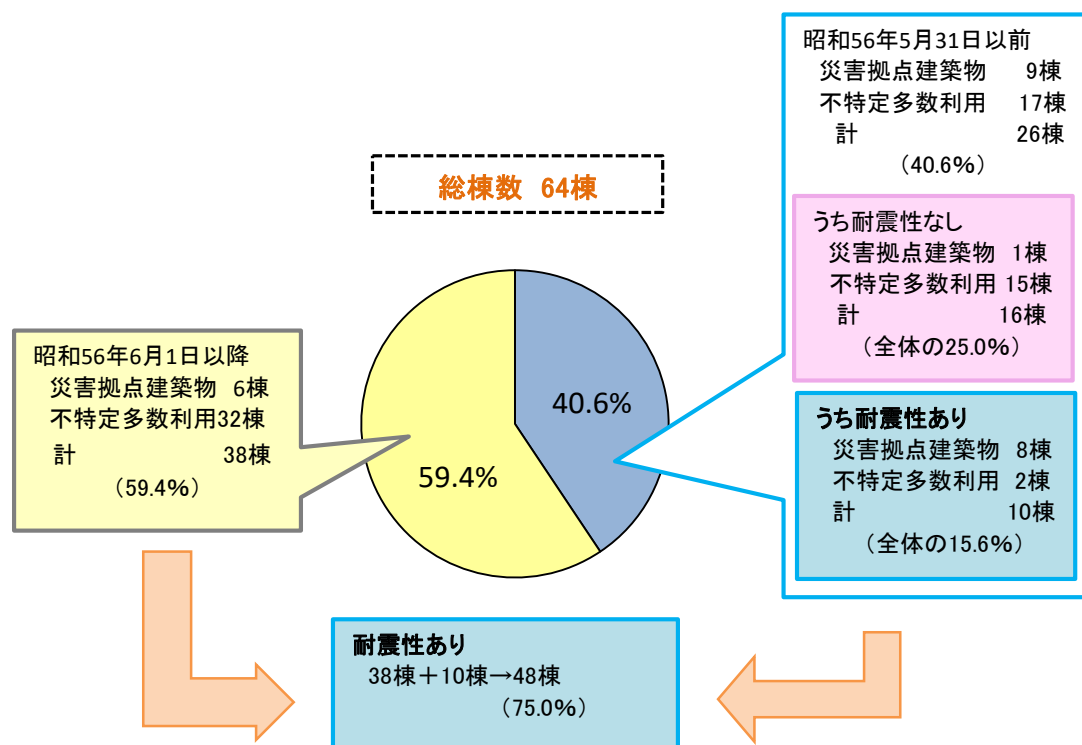


図 4-3 町有公共建築物の耐震化の現状（令和 2 年）

② 町有公共建築物の耐震化を促進するための施策

町有公共建築物は、施設利用者の安全性の確保が重要であるとともに、災害時において災害対策本部の設置や避難所の開設など、防災上重要な役割と機能を果たすために耐震化を推進する必要があります。

このため、耐震性がないとされる町有公共建築物は、耐震診断、耐震補強工事、解体または建て替え等の施策方針を示す公共施設再配置・町有地有効活用実施計画と連動しながら、耐震化 100%を目指し計画的に実施していきます。

(4) その他の地震時における安全対策の推進

1) 落下物対策

大規模地震の発生時には建築物の外装材や窓ガラス、外壁、袖看板等の損壊・落下による被害が懸念されます。

地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

特に人通りの多い道路や通学路沿いにおいて、建築物の敷地に余裕がない場合には、建築物の適正な維持管理の啓発に努めます。

2) ブロック塀等の安全対策

大規模な地震の発生時にはブロック塀等の倒壊が懸念され、特に大阪北部地震ではブロック塀の倒壊により死者を出す事故も発生しています。

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法の普及啓発を行います。

3) 家具等の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられます。

町では、パンフレットやホームページ等により、家具の転倒防止対策について、町民に周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。



大阪北部地震（平成 30 年 6 月）
出典：災害写真ベース



県が耐震知識の普及啓発を図るため作成したパンフレット。家具の転倒防止、ブロック塀の安全対策や簡易耐震診断の方法が記載されています。

4) エレベーター等の安全対策

平成 17 年に発生した千葉県北西部の地震による、エレベーターの閉じ込め事故を受け、エレベーターの安全に係る技術基準が改正され、地震時管制運転装置の設置等が義務付けられました。また、東日本大震災では、エスカレーターへの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

このため、町は県と連携し、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対して建築基準法に基づく定期検査などの機会を捉えて、地震によるリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

5) 宅地の液状化対策

東日本大震災では、震源から遠く離れた県内においても道路、港湾、住宅関係の施設で液状化による被害が発生しています。これにより、県は平成 25 年度に「建築物の液状化対策マニュアル」を改定しています。

町は、このマニュアルや県の液状化想定図（e-かなマップなど）等を用いて、液状化が起こりやすい土地の判定方法や建築物の液状化対策工法等について情報提供し、普及啓発を行います。

6) 天井脱落対策

東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館や劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、甚大な被害が多数発生したことを受け、関連法令及び天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このことから、町は県と連携し、既存建築物についても定期報告制度等を通じて状況の把握を行い、建築物の所有者等に耐震化の基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

7) 屋根瓦の安全対策

令和 3 年福島県沖地震において、屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が多数みられました。また、瓦の緊結方法等の建築基準法による告示が改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）され、地震時の脱落防止を徹底することが必要となりました。

具体的な緊結方法などホームページ等で住宅所有者や施工者等へ周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。

このため、県等の所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときに、当該建築物の所有者等に必要な指導及び助言を行います。

町は、本町の所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

2. 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

法律で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物と耐震改修促進計画で耐震診断を義務付けた建築物については、まず、県が建築物の所有者等に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者等については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨を公報及び県ホームページ等で公表します。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合、県は必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨を公報及び県ホームページで公表します。

公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令を実施します。

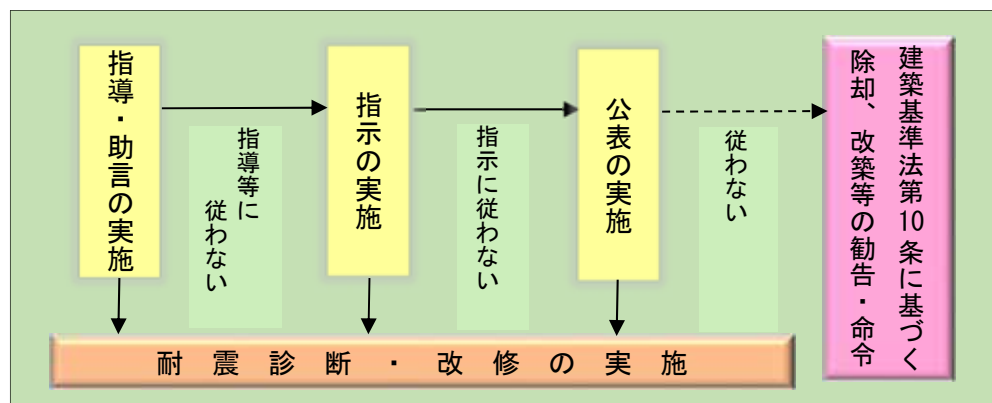


図 5-1 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

3. 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者等から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、県ホームページで公表します。

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」（令和2年3月）で指定され、町内を通る第1次緊急輸送道路が対象となります。

これらの道路沿いにある通行障害建築物は約60棟あり、そのうち新耐震基準前に建築され耐震化されていない建築物の耐震化を促進するため、必要な援助を実施できるよう検討していきます。

なお、神奈川県地域防災計画において指定されている第1次緊急輸送道路は、次の4路線です。

■二宮町を通る第1次緊急輸送道路

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 国道1号 | ・ 国道271号（小田原厚木道路） |
| ・ 国道1号（西湘バイパス） | ・ 県道71号（秦野二宮線） |



図6-1 二宮町を通る第1次緊急輸送道路

2. 危険物を取り扱う建築物の耐震化に関する事項

耐震改修促進法第14条第2号に定める「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」に該当する町内の施設では、灯油、軽油、ガソリン等を貯蔵しており、貯蔵施設は地下埋設のタンク貯蔵です。

これらの施設について、耐震化を図る必要があるものについては、耐震化への指導を行っています。

3. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

町は、以下の建築物から「優先的に耐震化に着手すべき建築物」について検討し、該当する建築物の指定や、所有者や賃借人等の意識を向上させ、建築物所有者等が耐震改修等の措置を講じよう促します。

■優先的に耐震化すべき建築物

- ・生活の基盤となる建築物（住宅等）
- ・災害対策上重要な機能を果たす建築物（町役場庁舎、避難所となる学校等の公共施設）
- ・災害時に多大な被害につながる恐れがある建築物（危険物貯蔵場等）
- ・多数の者が利用する建築物（大型スーパー等）
- ・倒壊により緊急車両の通行や住民の避難、緊急物資の輸送に影響が出る建築物

4. 重点的に耐震化すべき区域の設定

町は、以下のような地域から「重点的に耐震化すべき区域」を検討し、まちづくりに反映していきます。

■重点的に耐震化すべき区域

- ・古い木造住宅等の密集地域
- ・地域の防災拠点となる区域
- ・被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等）

参 考 資 料

- 参考資料－１ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
- 参考資料－２ 建築物の耐震改修の促進に関する施行令（抜粋）
- 参考資料－３ 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱
- 参考資料－４ 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付要綱
- 参考資料－５ 二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱
- 参考資料－６ 住宅耐震改修特別控除の概要
- 参考資料－７ 町及び県の耐震相談等の窓口一覧
- 参考資料－８ 町有公共建築物耐震化等の現況

＜参考資料－１＞

□建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成七年十月二十七日法律第百二十三号）

平成三十年六月二十七日法律第六十七号

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条―第六条）

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条―第十六条）

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条―第二十一条）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条―第二十四条）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条―第二十七条）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条―第三十一条）

第八章 耐震改修支援センター（第三十二条―第四十二条）

第九章 罰則（第四十三条―第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四

条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めら

れるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

い。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上

の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要す

る建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地

震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(中略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項

中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下略)

＜参考資料－２＞

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成七年十二月二十二日 政令第四百二十九号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

２ 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

- イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火^{せん}箭又は煙火二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- (所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年十二月二十五日)から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に

掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成九年八月二九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(中略)

附 則 (平成三〇年十一月三〇日政令第三二三号)

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

＜参考資料－ 3 ＞

□二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全に対する町民の意識の向上を図ることにより災害に強いまちづくりを推進するため、居住用木造建築物について行う耐震診断に対し、居住用木造建築物耐震診断補助金を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」と言う。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において耐震診断とは、「木造住宅の精密診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会、社団法人日本建築士会連合会編集、建設省住宅局監修）の「わが家の耐震診断と補強方法」に基づき居住用木造建築物を調査し、報告書を作成する耐震診断をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱において補助の対象となる居住用木造建築物は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。

- (1) 地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工された一戸建の住宅及び店舗兼用住宅並びに二世帯住宅であること（建築基準法施行前に着工されたものを含む。）。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延床面積が、既存部分の2分の1以内のものは対象とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱において補助の対象となる者は、前条に規定する居住用木造建築物を所有し、かつ、当該居住用木造建築物に居住する者であって、二宮町居住用木造建築物耐震診断技術者登録要領（平成16年4月1日施行）に基づく耐震診断技術者による耐震診断を行う者とする。ただし、この要綱により既に補助金の交付を受けている者のうち当該補助金の交付の対象となった前条に規定する対象建築物の耐震診断を行ったものは、補助対象者とししない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、75,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）により行うものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定通知は、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助金交付申請の変更及び中止)

第8条 規則第6条の規定による変更及び中止の申請は、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請変更・中止申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 規則第5条の規定による決定の内容を変更したときは、二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付申請変更決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第8条の規定による実績報告は、耐震診断の修了後、速やかに、二宮町居住用木造建築物耐震診断実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 領収書の写し

(2) 住居用木造建築物耐震診断結果報告書の写し

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により実績報告をした者は、町長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、居住用木造建築物耐震診断補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年5月1日より施行する。

＜参考資料－４＞

□二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することに関し、二宮町補助金等の交付に関する規則（昭和 36 年二宮町規則第 1 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 耐震改修工事 二宮町居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「耐震診断要綱」という。）に規定する耐震診断の結果、上部構造の総合評点が 1.0 未満の木造住宅（以下「要改修住宅」という。）について、当該評点を 1.0 以上とするための改修工事をいう。
- （２） 耐震診断技術者 二宮町居住用木造建築物耐震診断技術者登録要領に基づく耐震診断技術者をいう。
- （３） 耐震改修計画書 要改修住宅について、耐震改修工事の実施により、上部構造の総合評点が 1.0 以上になることを表す書面（耐震改修工事図面及び耐震改修工事費見積書を含む。）で、耐震診断要綱に基づいて耐震診断を行った耐震診断技術者が作成するものをいう。
- （４） 耐震改修工事図面 耐震改修計画書に基づき、耐震診断技術者が作成する耐震改修工事を実施するために必要な図面をいう。

（補助の対象）

第３条 補助の対象は、要改修住宅であって、交付申請年度の 3 月 20 日までに完了する耐震改修工事とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- （１） 申請者が町税を滞納している場合
- （２） この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- （３） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合（補助金の交付額等）

第４条 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- （１） 耐震改修工事、耐震改修計画書作成及び現場立会いに要する経費費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 2 分の 1 以内の額とし、50 万円を限度とする。
- （２） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額

２ 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第 2 号の額を差し引いて、同項第 1 号の額を交付するものとする。

３ 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を行う前に、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければなら

ない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 建築確認通知書の写し又は照合済書
 - (3) 建物の登記事項証明書又は固定資産税家屋評価証明書
 - (4) 耐震診断の結果報告書の写し
 - (5) 町税納付状況調査同意書（第2号様式）
 - (6) その他町長が必要とする書類
- （交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定及び条件等を二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震改修計画報告書の提出）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた日から60日以内に二宮町居住用木造建築物耐震改修計画報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書（第5号様式）
 - (2) 耐震改修工事図面
 - (3) 耐震改修工事費見積書の写し
 - (4) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書
 - (5) 現況の写真
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げする場合には、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知等）

第9条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取り消しを行った場合には、二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付決定（変更・取消し）通知書（第7号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（報告及び指示）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第11条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、耐震改修計画書に基づき、速やかに耐震診断技術者による現場立ち合いのもとに耐震改修工事を完了したときは、次に掲げる書類を添付し、交付申請年度の3月20日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事完了実績報告書（第8号様式）

- (2) 耐震改修工事精算書（第 9 号様式）
 - (3) 耐震改修工事内訳書
 - (4) 耐震改修工事の領収書の写し
 - (5) 耐震改修工事の各工程の写真
 - (6) 現場立会い報告書（第 10 号様式）
 - (7) 二宮町居住用木造建築物耐震改修工事補助金交付請求書（第 11 号様式）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第 1 2 条 町長は、前条の規定による交付請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付するものとする。

（証明書の発行）

第 1 3 条 町長は、この要綱に基づき町の補助金を受けて耐震改修工事を行った者に対して、当該工事内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。

- (1) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 第 2 項の規定に基づく住宅耐震改修証明書
- (2) 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書

（手数料の免除）

第 1 4 条 前条の証明に係る手数料は、二宮町手数料条例（平成 12 年二宮町条例第 3 号）第 5 条第 7 号の規定を適用するものとする。

（補則）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

＜参考資料－５＞

□二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防ぎ、通行の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、二宮町補助金交付規則（平成 30 年二宮町規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 公道 国道、県道及び町管理道路をいう。
- (２) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (３) ブロック塀等 公道に面し、道路面からの高さが 0.6 メートルを超えるコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀及び石積塀その他これらに類するもの並びにこれらを組み合わせた塀（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む道路面からの高さが 1 メートルを超え、塀の高さが 0.6 メートルを超えるもの）をいう。この場合において、ブロック塀に付随した、フェンス等は含めないものとする。
- (４) 撤去工事 ブロック塀等を撤去する又は塀の高さを 0.6 メートル以下にする工事。

(補助対象工事)

第３条 補助対象となる工事は、個人が所有する公道に面したブロック塀等の撤去工事で、かつ、町内に本店又は支店を有する事業者により施工されたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (１) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック塀等を撤去する工事
- (２) 交付決定以前に着手している工事
- (３) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事

(補助対象者)

第４条 補助金の交付対象となる者は、ブロック塀等が附属する土地の所有者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (１) 町税等を滞納している者
- (２) 過去に同一の敷地内において実施した撤去工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (３) 二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に規定する者と密接な関係を有する者

(補助金額)

第５条 補助金の額は、第 3 条の工事に係る施工業者が作成した見積書（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「見積書」という。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10 万円を限度とする。ただし、通学路に面しているブロック塀等については、乗じる率を 10 分の 9 とし、限度額は 20 万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 施工前のブロック塀等の状況が分かる写真（全景と近景）

（2） 施工事業者の見積書の写し

（3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付又は不交付を決定し、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 前条に基づく補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定の通知を受けた後において、内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定によるものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、第3条の工事が完了したときは、町長が定める日までに、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金完了実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 施工後の写真

（2） 当該工事に係る施工業者の領収書等の写し

（3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地の確認等を行い、適正と認める場合は補助金を交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受ける者は、町長が指定した期限までに、二宮町ブロック塀等撤去工事補助金請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

<参考資料－6>

□住宅耐震改修特別控除の概要

住宅耐震改修特別控除（1）

項 目	内 容
概 要	住宅耐震改修をした場合の住宅耐震改修特別控除とは、個人が、平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限ります。）について住宅耐震改修をした場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除するものです。 （注）平成 23 年 6 月 30 日前に住宅耐震改修に係る契約を締結する場合には、一定の地域の要件を満たしている場合に適用されます。
適用要件	個人が住宅耐震改修を行った場合で、住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができるのは、次の全ての要件を満たすときです。 （1）昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること。 （2）耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。以下同じです。）をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること。 （注 1）平成 28 年 3 月 31 日以前の住宅耐震改修について、居住者以外の方は住宅耐震改修特別控除の適用を受けることはできません。 （注 2）居住の用に供する家屋を二つ以上所有する場合、控除の適用対象は主として居住の用に供する一つの住宅に限られます。 （注 3）申請により登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人から「増改築等工事証明書」（平成 29 年 3 月 31 日以前に控除の対象となる改修工事を行った場合は「住宅耐震改修証明書」）が発行されます。なお、地方公共団体の長に申請を行った場合は、「住宅耐震改修証明書」が発行されます。
控 除 額	住宅耐震改修特別控除の控除額は、次に掲げる計算方法により算出します（100 円未満の端数金額は切り捨てます。）。 平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に住宅耐震改修をした場合 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の 10%（最高 25 万円（注 1）） （注 1）住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）のうちに、8%又は 10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合であり、それ以外の場合の控除額は最高 20 万円となります。

住宅耐震改修特別控除（2）

項 目	内 容
控 除 額	（注 2）「住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」は、増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書において確認することができます。 （注 3）住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額とは、住宅耐震改修に係る工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その住宅耐震改修に係る工事を行った床面積等に乗じて計算した金額をいいます。

出典：国税庁ホームページ（令和 3 年 9 月 1 日現在法令等）

<参考資料－ 7 >

□町及び県の耐震相談等の窓口一覧

行政庁	担当部署	電話番号
二 宮 町	都市部 都市整備課	0463-71-5956
神奈川県	県土整備局 建築住宅部 建築安全課	045-210-6257
〃	平塚土木事務所 計画建築部 建築指導課	0463-22-2711（代）

<参考資料－８>

□町有公共建築物耐震化等の現況

区分	NO	施設名	合計床面積	階数	構造	建築年(新:新耐震基準、旧:旧耐震基準)	耐震診断	耐震改修	耐震改修年
災害時の拠点となる施設	1	二宮町役場	3,207	3・B1	RC	S53	旧	○	×
	2	二宮町消防本部(消防署)	1,213	2	RC	S47	旧	○	○
	3	第1分団詰所	71	2	RC	H21	新	—	—
	4	第2分団詰所	237	2	S	S39	旧	○	○
	5	第3分団詰所	189	2	S	H26	新	—	—
	6	第4分団詰所	63	1	鉄骨モルタル造	S41	旧	○	○
	7	第5分団詰所	57	1	S	S58	新	—	—
	8	二宮町立体育館	2,141	2・B1	RC一部S	S60	新	○	—
	9	二宮町立二宮小学校	6,353	4	RC一部S	S48	旧	○	○
	10	二宮町立一色小学校	4,604	3	RC一部S	S41/45	旧	○	○
	11	二宮町立山西小学校	5,283	4	RC一部S	S52	旧	○	○
	12	二宮町立二宮中学校	6,312	4	RC一部S	S35/44/60	旧	○	○
	13	二宮町立二宮西中学校	5,881	4	RC一部S	S55/56	旧	○	○
	14	二宮町保健センター	976	3	RC	S61	新	○	—
	15	二宮町生涯学習センター(ラディアン)	5,285	3・B1	SRC	H12	新	—	—
不特定多数の利用する施設	1	二宮町民温水プール	2,022	2	RC	H6	新	—	—
	2	二宮町町民センター	2,363	3	RC	S48	旧	○	×
	3	上町児童館	168	2	W	S53	旧	×	×
	4	越地児童館	184	2	W	H2	新	—	—
	5	茶屋児童館	124	2	RC	S57	新	—	—
	6	下町児童館	180	2	W	S63	新	—	—
	7	百合が丘児童館	312	2	W	H2	新	—	—
	8	富士見が丘児童館	210	2	W	H6	新	—	—
	9	釜野児童館	225	2	W	H14	新	—	—
	10	松根児童館	157	2	W	H19	新	—	—
	11	下町老人憩の家	182	1	W	S47	旧	○	×
	12	茶屋老人憩の家	180	1	S	S47	旧	×	×
	13	中里老人憩の家	187	1	W	S52	旧	○	×
	14	梅沢老人憩の家	217	2	W	S54	旧	○	×
	15	入川句老人憩の家	141	1	W	S55	旧	○	×
	16	富士見が丘老人憩の家	206	2	S	S56	旧	○	×
	17	百合が丘老人憩の家(旧館)	238	2	RC	S47	旧	×	×
	18	百合が丘老人憩の家(新館)	202	2	S	S60	新	—	—
	19	元町老人憩の家	226	2	S一部RC	S63	新	—	—
	20	中里西公会堂	104	1	W	S56	旧	○	×
	21	百合が丘公会堂	246	2	S一部W	H24	新	—	—
	22	みちる愛児園駅前ナーサリー	255	2	S	H15	新	—	—
	23	二宮町山西防災コミュニティセンター	306	3	SRC	H9	新	—	—
	24	二宮町緑が丘防災コミュニティセンター	240	2	S一部RC	H11	新	—	—
	25	二宮町富士見防災コミュニティセンター	263	2	S	H12	新	—	—
	26	二宮町元町北防災コミュニティセンター	295	2	S	H14	新	—	—
	27	二宮町中里防災コミュニティセンター	277	2	S	H16	新	—	—
	28	二宮町一色防災コミュニティセンター	281	1	S	H21	新	—	—
	29	駅北口自転車駐車場	1,478	3	S一部RC	H1	新	—	—
	30	駅南口自転車駐車場	604	3	S	H7	新	—	—
	31	二宮町環境衛生センター桜美園(し尿処理施設)	1,553	2・B1	RC	S51	旧	○	○
	32	二宮町環境衛生センター桜美園(焼却施設)	1,496	3	S一部RC	S56	旧	×	×
	33	二宮町ごみ積替施設	488	2	S一部RC	H23	新	—	—
	34	二宮町ウッドチップセンター	1,488	2	S	H27	新	—	—
	35	二宮町立百合が丘保育園	456	1	RC	S46	旧	○	○
	36	二宮町栄通り子育てサロン	123	1	W	H22	新	○	—
	37	二宮町福祉ワークセンター	518	2	S一部W	H7	新	○	—
	38	袖が浦プール	176	2	S	H4	新	—	—
	39	吾妻山公園管理棟	53	1	W	H24	新	—	—
	40	二宮せせらぎ公園管理棟	47	1	W	H3	新	—	—
	41	二宮果樹公園管理棟	100	1	W	H14	新	—	—
	42	教育委員会事務所	400	2	RC	S50	旧	×	×
	43	二宮町学校給食センター	1,421	2	S	H22	新	—	—
	44	旧第3分団詰所	83	2	鉄骨モルタル造一部W	S48	旧	×	×
	45	古民家ふるさとの家	159	1	W	M20	旧	×	×
	46	二宮町ふたみ記念館	222	1	W	H23	新	—	—
	47	町営山西プール	372	1	RC	S57	新	—	—
	48	二宮町立体育館	211	1	S	H2	新	—	—
	49	二宮町武道館	644	1	RC	S55	旧	○	×

注) 「構造」欄: W＝木造、S＝鉄骨造、RC＝鉄筋コンクリート造、SRC＝鉄筋鉄骨コンクリート造
「耐震診断」欄: 耐震診断を実施したものは○、未実施は×。「耐震改修欄」も同様

二宮町耐震改修促進計画

発行日：令和４年３月

発 行：二宮町都市整備課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961

電話 0463-71-5956

編 集：二宮町都市整備課